

第3回宇宙法制小委員会 議事要旨

1. 日時：平成27年6月2日（火） 9：00 - 10：50

2. 場所：中央合同庁舎8号館6階 会議室623

3. 出席者

(1) 委員

鎌田座長、青木座長代理、浅田委員、宇賀委員、小塚委員、櫻井委員、下村委員、白井委員、安岡委員

(2) 政府側

小宮宇宙戦略室長、中村宇宙戦略室審議官、内丸宇宙戦略室参事官、森宇宙戦略室参事官、末富宇宙戦略室参事官、奥野宇宙戦略室参事官

4. 議事要旨

宇宙活動法制に関する基本的考え方について、資料1に基づいて事務局から説明を行った。

各論点について主な意見は以下の通り。

宇宙活動法を制定する意義について

- ・制定の目的が民間宇宙活動の進展により 民間宇宙活動の時代に対応した宇宙諸条約の誠実な履行 公共の安全の確保 産業振興の制度インフラとしての法制の順に広がったことにつき、事務局から説明があった。
- ・これに対して、産業振興に加え技術開発の円滑な実施の観点も考慮すべき旨意見があった。
- ・また、宇宙諸条約の解釈については、諸外国と均衡のとれたものにすべき旨発言があった。

許可及び継続的監督の対象とする宇宙活動の範囲について

- ・我が国の地理的条件及び技術的能力等を勘案し、打上げ（及び打上げ射場運営）再突入、人工衛星管理を対象とすること、またJAXAの活動については別途検討を行うことにつき事務局から説明があった。
- ・これに対し、打上げ射場の運営については打上げ許可の中で打上げに従たる形で許可・監督を行ってはどうかとの意見があった。

個別の許可及び継続的監督の具体的案

打上げの許可・監督

- ・打上げの定義は人工衛星等の打上げ用ロケットによる打上げとし、許可に際してはロケット機体が第三者損害を防止するための機能を備えていることについて、予め審査を通った型式で製造された機体を供すること及び第三者損害賠償責任保険等損害賠償措置を講じさせ、賠償資力を確保させること等を義務付けること等につき事務局から説明があった。
- ・これに対し、技術開発に制約を与えないよう、先端的な新規のロケット機体に適切に対応できる制度運用を行える体制を構築すべき旨意見があった。

再突入の許可・監督

- ・再突入の定義は再突入機を制御して再突入させることとし、許可に際しては打上げ同様実施者に対して、第三者損害防止措置及び第三者損害賠償資力の確保等を義務付けること等につき事務局か

ら説明があった。

・これに対し、許可・監督を行う範囲としての再突入の定義について議論があったため引き続き検討を行うこととなった。

人工衛星の管理の許可・監督

・人工衛星の管理の定義は人工衛星の管制行為であるステーションキーピング及びハウスキーピングを対象とすることとし、人工衛星の管理の開始前、移転前、終了時(移転を除く)にいたっては、国の許可を受けること、許可に際しては各国と比較して適切な水準のデブリ低減措置を講じさせること等を条件とすること等につき、事務局から説明があった。

・これに対し、軌道上における衛星の管理の移転について議論があり、引き続き検討を行うこととなった。

第三者損害賠償制度について

・地上の第三者損害における被害者保護等の観点から、厳格責任の導入、責任集中制度の制定、第三者損害賠償資力の確保の義務付け、国家の補償の設定、宇宙損害賠償責任条約とのインターフェイス及び整合性の確保につき、事務局から説明があった。

・これに対し、第三者損害賠償制度については政策的な観点も含めた検討が必要という意見があった。

以上